

大阪市西淀川区役所と総合警備保障株式会社との
包括連携に関する協定書

大阪市西淀川区役所（以下「甲」という。）と総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することにより、大阪市西淀川区内の地域（以下「区域」という。）の活性化を推進することを目途として、次のとおり合意し、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携を強化することにより、区域の成長及び発展並びに区民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し取り組むよう努めるものとする。

ただし、乙の業務に差し支えのある場合は、この限りでない。

- （1）地域の安全・安心に関すること。
- （2）防災・防犯に関すること。
- （3）地域の活性化に関すること。
- （4）その他、区域の成長及び発展並びに区民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に促進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途書面にて取り決めるものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の民間企業等と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。

ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができるものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行い、甲乙合意の上、必要な事項を変更することができる。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施を通じて、相手方が秘密である旨を明示した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。）を、本協定の目的外に利用し、または、相手方の書面による事前承諾なく第三者に開示、漏えいしてはならない。

ただし、次に掲げる情報は秘密情報から除くものとする。

- （1）相手方から知得したときに、すでに公知であった情報。
- （2）相手方から知得したときに、すでに自己が所有していた情報。
- （3）相手方から知得した後に、自己の責に帰することができない理由により公知となった情報。
- （4）開示された秘密情報によらずに、自己が独自に開発した情報。
- （5）正当な権利を有する第三者から、適法に知得した情報。

2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次のいずれかに該当する場合は、秘密情報を第三者に開示することができるものとする。

- （1）法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、当該法令の範囲内でかつ必要な限度で開示する場合
- （2）秘密情報受領者の役員、従業員及び秘密情報受領者の依頼する弁護士、公認会計士等の法律により守秘義務を負う者に対し、合理的に必要な範囲で開示知る場合

3 前二項の定めは、本協定終了後も効力を有する。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、民法その他の法令に従うほか、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月27日

甲 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号
大阪市 協定締結担当者
西淀川区長 松田 和也

乙 東京都港区元赤坂1丁目6番6号
総合警備保障株式会社
代表取締役 栢木 伊久二